

## 損害賠償等請求事件について

### 事案の概要

上告人は、被上告人との間の労働契約に基づき、被上告人が指定管理者として管理を行う施設において、福祉用具の改造・製作、技術の開発を担当する技術職として勤務してきた。上告人と被上告人との間には、被上告人が上告人を福祉用具の改造・製作、技術の開発を担当する技術職として就労させるとの職種限定合意があった。

被上告人は、上告人に対し、総務課の施設管理担当への配置転換命令（以下「本件配転命令」という。）をした。

本件は、上告人が、本件配転命令が上告人と被上告人との間の職種限定合意に反するなど主張して、被上告人に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求等をする事案である。

### 原判決及び争点

◇ 原判決（大阪高裁）は、本件配転命令をもって権利の濫用ということはできず、本件配転命令が違法ということはできないと判断した。

◇ 上告人は、①上告人と被上告人との間に職種限定合意があった以上、被上告人は、その合意に反して配置転換命令をする権限を有しないから、本件配転命令は、権利の濫用の有無を論ずるまでもなく、違法である旨、②権利濫用法理に照らしても、本件配転命令は違法である旨の主張をしている。